

牛久市農業委員会第32回総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月10日（火）午後2時00分～

2. 開催場所 牛久市役所分庁舎2階 第1会議室

3. 出席者

農業委員（11名）

会 長 13番 山越 康義

委 員	1番 吉田 功	2番 川村 隆一	4番 坪井 隆典
	5番 村松 昇平	6番 澤田 臣男	7番 平沢 克人
	8番 山越 隼人	9番 花島 常雄	10番 塚崎 光子
	11番 藤田 文男		

農地利用最適化推進委員（4名）

委 員 鈴木 正規 橋本 龍治 大塚 康夫 橋本 勝慶

農業委員会事務局（2名）

事務局長 杉山 正光 主事 稲本 誠一朗

4. 欠席委員（2名）

3番 飯田 光夫 12番 中山 みつひ

5. 議 案

議案第1号	農地法第3条の規定による所有権移転許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による賃借権設定許可について
議案第3号	農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請の取下願について
議案第4号	農地法第5条の規定による転用目的の所有権移転許可について
議案第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

6. 会議の概要

事務局	定刻になりましたので、開会にあたり、会長にご挨拶を頂きまして、引き続き牛久市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長に議長をお願いいたします。
会 長	ただいまより第32回農業委員会総会を開会いたします。 出欠委員の報告であります。在任委員13名中、出席委員11名です。欠席委員は、3番、飯田光夫委員、12番、中山みつゐ委員です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数以上の出席により本総会が成立していることを宣言いたします。 次に、議事録署名者の指名であります。議長の指名により任命してよろしいか、お諮りします。
一 同	異議なし。
会 長	それでは、議事録署名者に、5番村松昇平委員、6番澤田臣男委員を指名いたします。 参与は、農地利用最適化推進委員の鈴木委員、橋本龍治委員、大塚委員、橋本勝慶委員です。 事務局は、杉山事務局長、書記として稲本主事です。 それでは議事に入ります。 議案第1号から第5号まで一括上程いたします。なお、審議の都合上、議案第1号より審議いたします。 議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可について、議題に供します。事務局より説明願います。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可についてです。 第1項、久野町につきまして、申請者は、農業経営規模拡大のため農地中間管理機構の特例事業を活用した売買による所有権移転の許可申請をするものです。農作業に従事する世帯員は2名、農作業経験は10～50年、年間農業従事日数は250日で、営農作物は、米、野菜などです。農地取得の権利は有しております。 第2項、久野町につきまして、申請者は農業経営拡充のため売買による所有権移転の許可申請をするものです。農作業に従事する世帯員は3名、農作業経験は10～50年、年間農業従事日数は270日で、営農作物は、米、野菜などです。農地取得の権利は有しております。 第3項、奥原町につきまして、申請者は農業経営規模拡大のため売買による所有権移転の許可申請をするものです。主たる農業従事者は2名、農作業経験は20年以上で、年間農業従事日数は280日。当該地における営農作物はデントコーンであります。以上です。
会 長	現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。
山越隼人 委員	令和8年2月2日、現況確認調査を、平沢委員、花島委員、杉山局長、稲本主事と私で行いました。現地写真をご覧ください。 議案第1号第1項、第2項および第3項ですが、ご覧いただいております写真のように、

管理されている状態であることをご報告いたします。

会 長

以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員

特にありません。

会 長

意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一 同

異議なし。

会 長

質疑はございませんか。議案第1号について、原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。

一 同

異議なし。

会 長

異議なし全員賛成と認め、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第2号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可について議題に供します。事務局より説明願います。

事務局

議案第2号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可についてです。

第1項、女化町につきまして、申請者は当該地のそばに本社を置く法人で、新規で法人を起ち上げ、耕作の用に供するため、畑を借地して営農することを目的に賃借権を設定するものです。農業従事者は4名、農作業経験は5～32年で、年間従事日数は300日です。営農作物は、ミニトマト、ジャガイモなどです。以上です。

会 長

現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。

山越隼人
委員

議案第2号第1項ですが、ご覧いただいております写真のように、管理されている状態であることをご報告いたします。

会 長

以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員

特にありません。

会 長

意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一 同

異議なし。

会 長

他に質疑はございませんか。議案第2号については原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。

一 同

異議なし。

会 長

異議なし全員賛成と認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第3号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請の取下願について議題に供します。事務局より説明願います。

事務局

議案第3号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請の取下願についてです。第1項、上太田町につきまして、申請者は市内在住の外国人の農業従事者で、新規により就農するため、畑を借地して作付することを目的に賃借権設定にかかる許可申請をしておりました。しかしその後、営農に適した面積で再申請すると申し出がなされ、本件申請を取下げることとなったものです。以上です。

会 長

以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員

特にありません。

会 長

意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一 同

異議なし。

会 長

質疑はございませんか。議案第3号について原案のとおり取下げしてよろしいか、お諮りします。

一 同

異議なし。

会 長

異議なし全員賛成と認め、議案第3号は、原案のとおり取下げすることに決定いたします。

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による転用目的の所有権移転許可について議題に供します。事務局より説明願います。

事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による転用目的の所有権移転許可についてです。第1項、新地町につきまして、申請者は大阪府に本社を置く太陽光発電事業等を行う法人で、太陽光発電設備を設置するため農地転用の目的で所有権を移転するものです。太陽光発電設備の出力は、550W太陽光パネル166枚、パワーコンディショナーによる出力計算で49.5kWとなっており、固定価格買取制度を利用しないFITとして、事業者間で締結した契約内容に基づき売電する計画となっております。取水・排水計画はなし、雨水は敷地内浸透処理の計画となっております。なお、用地取得及び整備工事等の資金については、すべて自己資金で賄う計画となっております。また、他の法令について関係機関との協議は了しております。以上です。

会 長

現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。

山越隼人
委員

議案第4号第1項ですが、農地区分は二種農地と考えます。転用目的が太陽光発電設備設置用地であり、今回の申請について許可相当と思われます。

会 長

以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員

特にありません。

会 長

意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一 同

異議なし。

会 長

他に質疑はございませんか。議案第4号について原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。

一 同

異議なし。

会 長

異議なし全員賛成と認め、議案第4号は、原案のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について議題に供します。事務局より説明願います。

事務局

議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてです。

資料をご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、牛久市長から提出された、農用地利用集積等促進計画（案）に関しまして、農業委員会が答申する意見について審議するものです。

資料の表紙を1枚おめくりください、新規分のもので、表一段目、賃貸借権設定10年以上について、田17件、26,402㎡、畑4件、8,123㎡、合計21件、34,525㎡です。続いて表二段目、使用貸借権設定10年以上について、畑2件、2,589㎡です。詳しくは次のページをご覧ください。

続いて、ページをさらにおめくりください。再転貸分になります。表一段目、賃貸借権設定3年未満について、田1件、1,870㎡、3年から10年未満について、田3件、6,504㎡、合計4件、8,374㎡です。詳しくは次ページのとおりです。以上です。

会 長

以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員

特にありません。

会 長

意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

異議なし。

一 同
会 長

質疑はございませんか。議案第5号について原案のとおり承認してよろしいか、お諮りします。

一 同
会 長

異議なし。

異議なし全員賛成と認め、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に報告事項です。農地法第4条および第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について、事務局処務規程第6条の規定に基づき専決処理した件について、事務局より報告がありましたので資料をお読み取りください。

会 長

本日の議事は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、第32回農業委員会総会を閉会いたします。円滑な議事運営にご協力いただき有り難うございました。